

十和中学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 3 月改定

はじめに

いじめは、決して許されないことであり、「どの学校でも起こり得る」という可能性がある。このことを学校教育に携わる者一人一人が、あらためてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければならない。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そのため本校では、全ての生徒が「いじめをしない、させない、ゆるさない」学校になるために、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

第2 いじめの定義 ※いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

運用上の留意事項について

- 1 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 2 「いじめ」には、多様な態様があることに鑑み、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認をする必要がある。（心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切に対応する。）

- 3 いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に係る『十川中学校いじめ防止対策委員会』により組織的に行う。※一人で判断しない。
- 4 外見的にはけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 5 インターネット上で悪口を書かれたことを、当該生徒が知らずにいる場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていない場合であっても、加害行為を行った生徒に法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- 6 加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合においても、法が定義する「いじめ」に該当するため、事案『十川中学校いじめ防止対策委員会』で情報共有を行う。
- 7 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、四万十町教育委員会と協議のうえ、警察に相談や通報する等、警察と連携した対応をとる。

◇具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品等をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、隠されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット等を通じて、誹謗中傷や嫌なことを言われる。

第3 基本方針の目標と取組の視点

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもをしっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとらわれるのではなく、傷ついている子どもへの気持ちに寄り添った支援を行う。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに委縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

第4 「いじめ防止等の対策のための委員会」の設置

本校では、組織的にいじめ問題に取り組むに当たって『十川中学校いじめ防止対策委員会』置く。当該委員会は、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。また、いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

1 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

2 各種取組

- ・年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・アンケート（高知県様式・学校評価・Q-U）をそれぞれ年間2回実施する。
- ・いじめに関する校内研修を企画し、実施する。
- ・いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う役割をする。

3 組織の構成員

- ・構成する教職員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。個々のいじめ防止や対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

4 組織運営上の留意点

- ・組織を機能させるために、事案によっては外部の教育関係機関（専門家）、窪川警察署刑事生活安全課少年係等の助言や協力を得る。

第5 いじめ防止のための取り組み

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

1 学校づくり・授業づくり

- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを行う。
- ・わかる授業づくりを進め、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・生徒指導の観点から授業を参観し合い、全教職員で、わかる授業づくり、学び合う授業づくりに取り組んでいく。

2 集団づくり・生徒理解

- ・活動を通して全生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ・障害（発達障害を含む）のある生徒について理解を深める。
- ・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ・いじめについての指導が計画的に行われるよう学級活動年間指導計画に位置付ける。

3 生徒指導

- ・「学びの作法」を学級や各教科で実践し、徹底を図る。
- ・良くない行動やいさかい等を生徒が容認することなく、止める行為を起こせる生徒 集団を育てる。
- ・生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、生徒自らが主体的に考えて、行動できるよう働きかける。－生徒会活動－
- ・部活動では、責任感、連帯感の涵養を目指し、準備、片付けに至るまで、生徒達の言動を観察しながら指導に当たり、評価する。

4 教職員の資質能力の向上

- ・授業を担当する教職員全てが教科等の公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を設定し、いじめ防止のための年間指導計画に位置付け、実施する。
- ・教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ・教職員自らが人権感覚を磨くために、自らを点検すると共に、校内での研修会も実施する。

5 情報モラル教育の充実

- ・インターネット上のいじめの特質を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取り組み（情報モラル教室や講演会）を行う。

6 発達障害を含む、障害のある児童生徒について

- ・教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。
- ・当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかり見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるような学校との連携体制を強化する

1 いじめの発見

(1) アンケート調査。

- ・県教育委員会作成アンケート（5月・12月）
- ・学校評価アンケート（7月・2月）
- ・Q-Uの活用（6月・11月）

(2) 教育相談の実施

- ・アンケート調査終了後に、個別面談を実施する
- ・各学期末に個別面談を実施する
- ・必要に応じて適切に個別面談を実施する。
- ・1年生は全員SCとの相談を実施する。その他必要に応じて面談の時間を設ける。

(3) いじめの早期発見は、いじめの迅速な対応の前提であり、全ての関係者（保護者も含む）が連携し、生徒の変化に気づく力を高める。

- ・生徒の変化に気づいた情報について、事実を共有すると共に、速やかに対応する。
- ・ふざけ遊びのように見えるものの気になる行為があった場合、記録用紙にメモし、共有する。
- ・生活・学習日誌、保健室の様子、家庭での気になる様子など、変化の状況を把握する。
- ・積極的に保護者からの相談を受け入れる。また、交通指導員など、地域の方から通学の様子を聞き取る。
- ・職員朝礼など全体で情報の共有を行うと共に、学年部においても、毎日欠かさずに情報の共有を行う。

2 いじめの対応

- ・速やかに組織的に対応し、被害を受けた生徒を守ることを最優先する。
- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。併せて、保護者への助言等を継続的に行う。
- ・加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの

と認められる場合には、町教育委員会とも連絡をとり、窪川警察署等と相談して対処する。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに窪川警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ・学校における情報モラル教育を1年生の段階から進める。
- ・生徒の人格の成長に主眼を置き、問題再発を防ぐ教育活動を行うことが問題解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

第7 PTAや地域の関係団体等との連携

1 PTAや地域の関係団体との連携促進

- ・PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題についての研修を行う。
- ・PTA役員会（2か月に1回）にていじめの問題について協議する。
- ・いつでも悩みを相談できる県内や町内の教育相談事業に関わる広報やチラシ等を配布し、周知する。また、学校通信等でも周知する。

2 地域との連携促進

- ・地域教育推進協議会（開かれた学校づくり推進委員会）や学校関係者評価委員会の会合を通して、いじめも含めた学校の諸活動の取り組みについて検証する。

第8 重大事態への対応〔重大事態の発生と調査〕

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、当該事案が直接関係し、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに、「十川中学校生徒支援委員会（いじめ対策委員会）」を母体として、『重大事態対策委員会』を設け、必要に応じて外部の教育関係機関（専門家）、学識経験者、窪川警察署等の協力を得て、事実関係を明確にするための調査を行う。

上記調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

1 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに四万十町教育委員会（高知県教育委員会）に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

2 調査の趣旨等

- ・重大事態に対処すると共に、同種の事態の発生防止に資するために行う。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

3 調査を行うための組織

- ・重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、四万十町教育委員会と協議し、『重大事態対策委員会』を設ける。組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・調査は、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

5 自殺の背景調査における留意事項

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

年 間 計 画

月	行動計画	備 考
4月	・ 家庭訪問 ・ 個別面談（全生徒） ・ 仲間づくり ・ いじめ防止対策委員会 ・ 情報モラル教室（講師招聘） ・ SCとの面談（1年生） ・ 全校道徳 ・ PTA役員会 ・ 新入生歓迎遠足	・ 午後日程で4日間実（学級担任・教務主任） ・ 放課後（学年団） ・ 学級活動（学級担任） ・ 放課後（管理職・教務主任・生徒指導主事 人権教育主任・学年長） ・ 学校行事（生徒指導主事） ・ 学年団・SC・養護教諭 ・ 道徳の時間（全教員） ・ 夜間（管理職・教職員） ・ 学校行事（教務主任・生徒会担当）
5月	・ 県教委作成アンケート ・ 学年会（アンケート分析） ・ 個人面談（必要に応じて） ・ 校内研（結果共有） ・ 全校道徳 ・ 修学旅行	・ 学級活動（人権教育主任・学級担任） ・ 放課後（学年団） ・ 放課後（学年団） ・ 放課後（全教職員） ・ 道徳の時間（全教員） ・ 学校行事（学年団）
6月	・ Q-Uアンケート ・ 学年会（Q-U分析） ・ 個人面談（必要に応じて） ・ 校内研（Q-U結果共有） ・ 全校道徳 ・ 校内研（いじめ・児童虐待： 講師招聘） ・ PTA役員会	・ 学級活動（道徳教育推進教師・学級担任） ・ 放課後（学年団） ・ 放課後（学年団） ・ 放課後（全教職員） ・ 道徳の時間（全教員） ・ 放課後（心の教育推進チーム） ・ 夜間（管理職・教職員）
7月	・ 学校評価アンケート ・ アンケート分析 ・ 個人面談（必要に応じて） ・ 非行防止教室（講師招聘） ・ いじめ防止対策委員会 ・ 全校道徳	・ 学級活動（教頭・学級担任） ・ 教頭 ・ 放課後（学年団） ・ 生徒指導主事 ・ 放課後（管理職・教務主任・生徒指導主事 人権教育主任・学年長） ・ 道徳の時間（全教員）
9月	・ SCとの面談 ・ 全校道徳 ・ PTA役員会	・ 必要に応じて実施 ・ 道徳の時間（全教員） ・ 夜間（管理職・教職員）

10月	・小中合同運動会 ・個人面談（必要に応じて） ・全校道徳	・学校行事（全教員） ・放課後（学年団） ・道徳の時間（全教員）
11月	・Q-Uアンケート ・学年会（Q-U分析） ・個人面談（必要に応じて） ・校内研（Q-U結果共有） ・全校道徳 ・PTA役員会	・学級活動（道徳教育推進教師・学級担任） ・放課後（学年団） ・放課後（学年団） ・放課後（全教職員） ・道徳の時間（全教員） ・夜間（管理職・教職員）
12月	・県教委作成アンケート ・学年会（アンケート分析） ・個人面談（必要に応じて） ・校内研（結果共有） ・いじめ防止対策委員会 ・全校道徳 ・学校評価アンケート	・学級活動（人権教育主任・学級担任） ・放課後（学年団） ・放課後（学年団） ・放課後（全教職員） ・放課後（管理職・教務主任・生徒指導主事 人権教育主任・学年長） ・道徳の時間（全教員） ・学級活動（教頭・学級担任）
2月	・アンケート分析 ・個人面談（必要に応じて） ・職員会 （結果共有・改善策検討） ・SCとの面談 ・全校道徳 ・PTA役員会	・教頭 ・放課後（学年団） ・放課後（全教職員） ・必要に応じて実施 ・道徳の時間（全教員） ・夜間（管理職・教職員）
3月	・学年会（アンケート分析） ・PTA役員会 ・個人面談（必要に応じて） ・校内研（結果共有） ・いじめ防止対策委員会	・放課後（学年団） ・夜間（管理職・教職員） ・放課後（学年団） ・放課後（全教職員） ・放課後（管理職・教務主任・生徒指導主事 人権教育主任・学年長）

いじめ

I 基本方針

- 1 人間尊重の教育を推進する。（人権尊重、生命尊重、暴力否定）
- 2 生徒の悩み、願い、不満を的確につかみ、それに即応した教育を推進する。

いじめは、決して許されないことであり、「どの学校でも起こり得る」という可能性がある。このことを学校教育に携わる者一人一人が、あらためてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければならない。

II 当面の対応

	内容	項目	チェック・備考
1	事実関係の把握	被害者（氏名・学年・クラス）	
		加害者（氏名・学年・クラス）	
		内 容（5W1Hでくわしく）	
2	被害者、加害者に関する情報把握	交友関係（校内及び校外）	
		出欠状況及び理由	
		校内での生活状況	
		家族構成及び養育態度	
3	学校の対応	職員に事実関係説明（秘密保持） ※職員会議の開催	
		職員より情報収集 （学習状況、性格行動等）	
		職員の役割分担を決める	被害者、加害者生徒への対応
			他の生徒への対応
		（場合により対策委員会を組織）	家庭（被害、加害生徒）への対応
			P T Aへの対応 （役員への報告、保護者会開催等）
			場合により諸機関への連絡
		教育委員会への報告、指導助言を受ける	